

盲ろうの子とその家族の会 ふうわ 会長 宮内 八須子

盲ろうという厳しい障害を抱えた子ども達へのご理解とご支援を賜りたく、以下のことを要望致します。

I 相談支援事業の拡充等

●盲ろう児・者は視覚聴覚の両方に対して障害者手帳の交付を受けています。さらに他の障害を併せ有する場合も多くあります。障害が重複することで増幅される困難に対する支援が、現行の福祉制度では不十分です。

視覚・聴覚の両方の障害を併せ有する「盲ろう」となった時には、それぞれの等級以上の重さになるということを考慮し、障害の実態に即した支援、例えば必要な補助具、機器などの購入助成等に御理解を頂けますよう要望致します。

●「盲ろう」という固有の障害

盲ろうは、視覚障害と聴覚障害の重複障害ではなく、複雑に障害が増幅されるということをご理解いただき、「盲ろう」という固有の障害であることを認めていただけますようせつに要望致します。

●通訳・介助員派遣事業の充実

盲ろう児・者が社会参加し自立するためには、盲ろうの通訳・介助員の存在が不可欠です。盲ろう児・者が全国どこにいても、年齢や併せ有する障害に格差なく通訳・介助員の派遣が利用できるよう要望致します。

また、施設入所していても利用出来る事を要望します。

さらに、通訳・介助員の人員の確保と技術向上が確保され、盲ろう児・者の当然の権利としてこの事業が利用できるように要望します。先天性盲ろう障害児の場合、他の障害を重複している場合が多く、安全に支援を受けるためには、コミュニケーションと移動に関する技量以外に、医療・福祉などの知識を要すると考えます。ケース会議の実施などが求められ、応じた予算措置を要望致します。

また、通勤・通所・通学に盲ろうの通訳・介助員の派遣が認められていません。

利用したい場合、コミュニケーション事業と移動支援事業を併用する事例もありますが、通訳・介助員の派遣利用をするときよりも不安や困難があり、かつ盲ろう者の経済的な負担も増大することとなります。

盲ろう者は突然の事態においては、特に情報が入りにくいために状況判断や対応に困難があり不安が増大します。こういう事からも安全性の確保をしつつ、他障害種の方々と同等程度の社会参加と自立が可能となるように、通勤、通所、通学も通訳・介助員の派遣を利用出来るように要望します。

II 就労とその後の継続的支援の充実について

●眼と耳の両方から情報が入らない盲ろう児・者にとって、丁寧な情報保障は不可欠です。就労先には、盲ろう障害を理解し、コミュニケーションがとれる職員・スタッフが必要です。職員・スタッフが盲ろう者と関わるときの基本的な対応の仕方を理解し、個々に

合わせたコミュニケーションが可能な環境が整うよう、各自治体で開催されている福祉関係の研修事業に盲ろうの研修が組み込まれるように要望致します。

● 「卒業後の自立や社会参加に向けて、市町村に設置されている就労支援センターを活用するとともに、企業、学校、労働関係機関と連携を強化し、生徒の就労を促進する。この場合、盲ろう者でも活用できるような環境整備を強化していただけますよう要望致します。

● 就労後は盲ろう障害に理解と配慮のある支援計画を作成し、実情に見合うよう定期的な見直しを行い、本人が生きがいを実感しながら社会参加が出来るような取組が現場に浸透するよう求めます。

● 盲ろう児・者の生涯教育

盲ろうの障害を有する子ども達が言葉を獲得し、様々な事象や物事の概念を理解するには、丁寧な教育と膨大な時間を要します。学齢期の間だけでは、時間が足りません。学校を卒業し就労してからも、学ぶ場所が確保されることを希望します。

盲ろう障害児童・生徒への教育が未だ確立されず、成人した盲ろう者への支援も行き届いていない現状、まずは全国の状況や取り組みをデータベースとして収集し、情報を整理し、生涯教育の実践を行うために、拠点となる国立の施設が求められます。日本版ナショナルヘレンケラーセンターの設置を望みます。